

株式取扱規則

第1章 総則

第1条（目的）

当会社の株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、定款の定めに基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

- 2．当会社並びに当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い、手数料及び株主の権利行使に際しての手続き等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

第2条（事務取扱場所）

当会社の株式及び新株予約権に関する事務は、当会社の株主名簿管理人において取扱う。

- 2．当会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第3条（請求又は届出）

この規則による請求又は届出は、証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して行うものとする。ただし、証券会社等及び機構、もしくは証券会社等において、受理もしくは取次ぎができない請求等は、当会社又は株主名簿管理人に対し、記名押印した書面を提出して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができるものとする。

- 2．前項の請求又は届出について、代理人により行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは、同意を証明する書面を提出するものとする。
- 3．当会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- 4．当会社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5．当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記録等

第4条（株主名簿への記録）

当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記録を行う。

- 2．当社は、株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記録を変更する。
- 3．前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず、会社が株主名簿への記録を行う。

第5条（株主名簿に使用する文字等）

当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第6条（新株予約権原簿への記録等）

新株予約権原簿への記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- 2．前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 質権の登録及び信託財産の表示

第7条（質権の登録及び信託財産の表示）

株式につき質権の登録、移転又はその抹消、及び信託財産の表示又はその抹消の請求をするときは、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

第4章 諸 届

第8条（株主等の住所、氏名又は名称の届出）

株主等は、住所、氏名又は名称を当会社に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- 2．前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第9条（外国居住株主等の届出）

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受けるべき場所を定めて、当会社にこれを届け出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

- 2．常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
- 3．第1項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第10条（法人の代表者）

株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を当会社に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- 2．前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第 11 条（共有株主の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、その住所及び氏名又は名称を当会社に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- 2．前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 12 条（法定代理人）

親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所及び氏名又は名称を当会社に届け出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

- 2．前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 13 条（その他の届出）

第 8 条乃至前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

- 2．証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第 14 条（新株予約権者の届出事項等）

当社の新株予約権原簿に記録される者の届出事項及びその届出方法については第 8 条乃至前条までの規定を準用する。ただし、第 6 条第 2 項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第 5 章 少数株主権等の行使方法

第 15 条（少数株主権等の行使方法）

社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使する場合には、個別株主通知（振替法第 154 条第 3 項に定める通知をいう。）の申出をしたうえ、記名捺印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

- 2．前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項を適用するものとする。

第 16 条（株主提案議案の株主総会参考資料）

前条第 1 項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、株主の提出による議案に関する以下の事項について、400 字を超える場合には、株主総会参考書類にその概要を記載するものとする。

- （1）提案の理由
- （2）取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する事項

第6章 単元未満株式の買取

第17条（買取請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第18条（買取価格の決定）

単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2．前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第19条（買取代金の支払い）

当社は、前条により算出された買取価格から第27条に定める手数料を差し引いた額（以下「買取代金」という。）を、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に支払う。

2．前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

3．買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することが出来る。

第20条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第7章 単元未満株式の買増

第21条（買増請求の方法）

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第22条（買増請求の制限）

同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために 保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

第23条（買増価格の決定）

単元未満株式の買増単価は、第21条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2．前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第24条（買増請求の受付停止）

当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

（1）3月31日

（2）9月30日

（3）その他機構が定める株主確定日

2. 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第 25 条（買増株式の移転の時期）

買増請求を受けた単元未満株式は、第 23 条により算出された買増価格と第 27 条に定める手数料の合計額（以下「買増代金」という。）が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第 8 章 特別口座の特例

第 26 条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に関わる取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の管理機関が定めるところによるものとする。

第 9 章 手数料

第 27 条（手数料）

当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。ただし、第 17 条（買取請求の方法）に基づく単元未満株式の買取請求および第 21 条（買増請求の方法）に基づく単元未満株式買増しの請求の場合には、以下の算式により 1 単元当たりの手数料金額を算定し、これを買取り又は買増しをした単元未満株式の数で按分した金額とする。

2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

（算式）

第 18 条に定める買取単価又は第 23 条に定める買増単価に 1 単元の株式数を乗じた合計額のうち

100 万円以下の金額につき	1.150%
100 万円超の金額につき	0.900%

ただし円未満の端数が生じた場合には切り捨てる。

本規則の変更は、取締役会の決議によるものとする。
本規則は、昭和59年6月1日より実施する。
本規則の改正は、昭和62年5月20日より実施する。
本規則の改正は、平成4年6月25日より実施する。
本規則の改正は、平成5年9月3日より実施する。
第2条の変更は、平成6年8月1日より、第3条の変更は平成6年8月2日よりそれぞれ実施し、その他の変更は平成6年6月29日より実施する。
本規則の改正は、平成7年2月1日より実施する。
本規則の改正は、平成10年6月26日より実施する。
本規則の改正は、平成11年10月1日より実施する。
本規則の改正は、平成12年9月5日より実施する。
本規則の改正は、平成14年1月15日より実施する。
本規則の改正は、平成14年6月25日より実施する。
本規則の改正は、平成15年4月1日より実施する。
本規則の改正は、平成15年6月25日より実施する。
本規則の改正は、平成16年6月24日より実施する。
本規則の改正は、平成17年10月1日より実施する。
本規則の改正は、平成18年5月1日より実施する。
本規則の改正は、平成20年4月25日より実施する。
本規則の改正は、平成21年1月5日より実施する。
本規則の改正は、平成24年10月1日より実施する。